

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系海水ポンプ(B)出口圧力計において、指示不良(海水ポンプ(A)と比較し指示が約0.035MPa低く、かつ指示針の動作が緩慢)が認められたため、当該計器を点検・修理。	G III	
2	2号機	エリア放射線モニター系(No. 4)「燃料プール区域B」において、「下限」警報の発生・復帰が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	G III	
3	その他	所内マニュアル「放射性雑固体廃棄物管理要領」の記載において、引用の不備(すでに廃止されているマニュアル及び業務に関連が無いマニュアルを記載)が認められたため、当該記載の原因調査・対策検討。	G II	